

広島県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年四月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	事業所 の名称	事業所 の所在地	指定年月日
株式会社誠興社	府中市府中町一〇七番地四八	ケアサポートセンターのぞみ	府中市府中町一〇七番地四八	平成二二年二月一日
有限会社アドバンス	府中市元町二二一番地一	ヘルパーステーション元町	府中市元町二七一番地一	平成二〇年二月一日
社会福祉法人慈照会	三次市山家町五九七番地	特別養護老人ホームすいれん	三次市三次町一七七九番地二	平成二二年一月五日
合同会社風樹	廿日市市上平良一〇番九号二〇二	訪問看護ステーション風樹	廿日市市上平良一〇番九号二〇二	平成二二年一月一日
医療法人明和会	山県郡北広島町壬生四三三番地四	とよひらデイサービス	山県郡北広島町戸谷一八〇番地一	平成二〇年九月三〇日
有限会社開花	広島市南区堀越三丁目一一番一号一〇一	デイサービスセンター開花	安芸郡海田町栄町二番六号	平成二二年一月一日